一般社団法人　茨城県言語聴覚士会

地域勉強会 活動支援金の請求方法と規定

1. 本県士会は、茨城県内の県士会会員に対して、活動支援金として研修会１回６０分以上につき５０００円を上限として申請できるものとする。また主催者は県士会会員であれば、年間２回まで申請可能とする。２０２５年度以降は月２回×１２か月で年間予算は１２万円で２４回実施可能とし、申し込み先着順とする。また年間予算を超えた場合は開催を翌年以降へ持ち越しとする。

（２）活動支援金は県士会総会後（毎年５月下旬に開催）に申請回数がリセットされ、再度申請可能とする。

（３）活動支援金の使用は、講師をお招きした講演会・勉強会を県内で開催した場合の講師への謝金の使用に限る。会場使用料、資料代が別途必要な場合は地域社会局へ要相談とする。

（※食事代・懇親会費・交通費等の使用は認めない）。

　　　活動支援金については勉強会開催後、活動報告書に必要事項を記入し請求する。地域社会局より事務局へ提出後、指定の口座へ振込にて対応する。

（４）開催規模として、県士会会員であり主催施設を含む参加者が３施設５名以上であること、また開催後に活動報告書を提出し、開催の様子を広報誌に掲載（方法は下記８に記載）することを条件とする。会員は参加費無料、非会員が参加する場合は、参加費として１０００円を徴収する。徴収した参加費は、主催者が手数料を差し引いて県士会の口座に振り込むこととする。

（５） 開催の申請はGoogleフォームにて行うこととする。https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSeywd6AVzSf0x\_PO5qD35qil9QwBiOqKjtMNUZK5VsSeK9EDQ/viewform?usp=sf\_link

（６）申請は開催日の３０日前までとする。また参加者は主催者と事前の参加者のみではなく、申請後に地域社会局より県内の県士会会員にメールで告知を行い、希望者は参加可能（参加上限設定あり）とする。

（７）講師への謝礼を活動支援金から支払う際は振込とするため、勉強会開催前に氏名や銀行名、銀行口座番号、連絡先メールアドレスを確認し、地域社会局（ibarakikensikai@gmail.com）へ連絡する。地域社会局は事務局へ連絡し、会が開催された後に振り込みを依頼する。事務局（[jimukyoku.stibaraki@gmail.com](mailto:jimukyoku.stibaraki@gmail.com)）より講師へ振込を行う。

（８）主催者は、地域社会局より活動報告書をメールにて受け取り、開催後２週間以内に必要事項を記載し地域社会局（ibarakikensikai@gmail.com）へ提出する。主催者は個人情報に配慮しつつ研修会の様子を写真撮影し、上記同様提出する（広報誌掲載を目的とするが、講師により撮影拒否された場合はその旨伝達すること）。

（９）地域社会局は、主催者より提出された活動報告書を3月の理事会にて報告する。

平成27年10月31日　策定

平成28年5月22日　改訂

令和4年6月22日　改訂

令和7年5月25日　改訂

＜問い合わせ先＞　社会局　鈴木智浩　　ibarakikensikai@gmail.com